

「光秀公のまち亀岡」PR ロゴマーク使用ガイドライン

亀岡市では、明智光秀公ゆかりの地として積極的に関連情報を発信することを目的に、「光秀公のまち亀岡」ロゴマークを作成しました。市全体として統一感を持ち、PR 活動を進めるため、市民の皆さんにも本ロゴマークを積極的に使用いただきたいと考えています。

つきましては、以下のとおりガイドラインを定めましたので、御理解の上、ぜひ御活用ください。

1 ロゴマークの目的

明智光秀公ゆかりの地を広報する際のシンボルとして活用し、認知度の向上とふるさとへの愛着の醸成を目的としています。

2 権利の帰属

ロゴマークに係る一切の権利は、亀岡市に帰属します。

3 使用目的及び遵守事項

どなたでも自由に使用いただくことができます。ただし、企業や法人等の団体で使用される場合は使用申請書を亀岡市秘書広報課宛に提出してください。なお、個人使用の場合、申請は不要ですが本ガイドラインに基づき使用してください。使用料は無料です。

(1) 次に該当する場合は使用できませんので御注意ください。

(ア) 法令または公序良俗に反し、またはそのおそれのあるとき。

(イ) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。

(ウ) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのあるとき。

(エ) 青少年の健全育成の観点から適切でないとき。

(オ) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(カ) その他亀岡市が適切でない判断したとき。

4 使用条件

使用目的及び遵守事項に加え、次のデザイン上の注意事項を守ってください。

(1) ロゴマークの独自性を損なわないよう、変形や回転等の加工は禁止。

(2) 原則として色の変更も禁止。ただし、単色刷りなどカラーでの表現が難しい場合はこの限りではない。

(3) 「光秀公のまち亀岡」の文字部分だけを使用するなど、ロゴマークの一部だけを切り抜いて使用しないこと。

5 使用の取り消し

ロゴマークを使用するものが使用目的及び遵守事項に反した場合、亀岡市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、亀岡市は一切の責任を負いません。

6 その他注意事項

- (1) 本ロゴマークの使用によって生じる問題等について亀岡市は一切関知いたしません。
- (2) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

7 問い合わせ先

亀岡市市長公室秘書広報課

電話：0771-25-5003、電子メールアドレス：hisyo@city.kameoka.lg.jp